

★保管金の電子納付とは、
保管金をインターネットバンキング、
Pay-easy(ペイジー)対応のATM等
を用いて納付することです。

原則として24時間36
5日、いつでもどこか
らでも納付ができます。

事前登録を行うと全国
の裁判所で利用するこ
とができます。

電子納付の場合、裁
判所への保管金提出
書の提出は不要です。

電子納付には、ほと
んどの場合、振込手
数料が掛りません。

(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によつては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続きされた電子納付は、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。

特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

(問い合わせ先)

那覇地方裁判所会計課経理係(保管金担当) 電話098-918-3310(ダイヤルイン)

那覇家庭裁判所会計課経理係(保管金担当) 電話098-855-1261(ダイヤルイン)

★電子納付をするには？

ステップ1

利用者登録をします。

電子納付利用者登録
申請書を提出



会計課経理係等（注）



電子納付利用登録票
を交付

ステップ2

電子納付用の保管金提出書を受け取ります。

電子納付利用登録票
の「登録コード」を告げる。



担当書記官



電子納付用の保管金
提出書を交付

ステップ3

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応の銀行ATM等で、電子納付をします。

電子納付用の保管金
提出書に記載されて
いる「収納機関番号、
納付番号及び確認番
号」を機械に入力する。

（注）利用者登録のできる窓口
那覇地家裁においては、
①本庁会計課経理係
②各支部庶務課